

少量危険物の正しい保管について

・少量危険物とは

消防法で定められた「少量危険物」とは各危険物の指定数量に満たない危険物のことです。保管する危険物の量が指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満、個人住宅の場合は 2 分の 1 以上指定数量未満の場合に「少量危険物を保有している」状態になります。身近なものでは灯油のタンクがあります。

危険物の指定数量は危険物の種類によって異なるので、保管をしている、又は保管を予定している危険物の指定数量を正しく知っておきましょう。

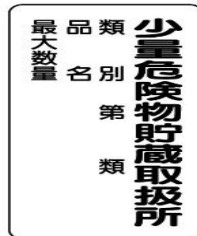
○危険物指定数量（代表的な危険物として）

| 種 類 | 指 定 数 量 | 5 分の 1 の場合 |
|------|----------|------------|
| ガソリン | 200リットル | 40リットル |
| 灯 油 | 1000リットル | 200リットル |
| 軽 油 | 1000リットル | 200リットル |
| 重 油 | 2000リットル | 400リットル |

・保管方法について

少量危険物を保有する場合は消防機関への届出が必要となります。

また、少量危険物を保有していることがわかるように標識（「火気厳禁」「少量危険物貯蔵取扱所」）及び消火器（10型）の設置が必要となります。



消防用設備等点検結果報告について

・消防用設備等について

防火対象物の消防用設備等は、いついかなる場合に火災が発生しても確実に作動するよう、日ごろの点検、維持管理が重要です。

また、不良個所があった場合は、速やかに改修や整備をしなければなりません。

・点検結果の報告について

関係者は点検結果を、定められた期間ごとに、消防機関へ報告しなければなりません。

報告期間は防火対象物の用途などに応じて定められており、特定防火対象物では 1 年に 1 回、非特定防火対象物では 3 年に 1 回となっています。

■ なお、ご不明な点がありましたら【消防署猿払支署予防係TEL 2—2 1 1 9 番】までお問い合わせ下さい。